

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

三田市長 田村 克也

| | | |
|-------------------|--------------------|--|
| 市町村名 (市町村コード) | 三田市 28219 | |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 藍 (藍本庄) | |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和8年1月28日 (第4回) | |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農家の高齢化や若者の農業離れから、地域内で営農に従事しているのは、9戸のみで、残りは大規模農業経営者に作業委託している。
 数年後には、農地の保安全管理が行き届かず、集落の営農に影響が出ることが危惧される。

(2) 地域における農業の将来の在り方

今後も引き続き、酒米(山田錦等)と普通米(コシヒカリ等)の水稻栽培を中心とする。
 大規模農業者と協力して農業事業を進めていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|----------------------------------|---------|
| 区域内の農用地等面積 | 39.5 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 36.9 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

| |
|---|
| (1)農用地の集積、集約化の方針 |
| 大規模農業経営者と連携を図り、大型機械による作業の省力化を図る。 |
| (2)農地中間管理機構の活用方針 |
| 地域計画策定後は農地中間管理機構を利用して農地の賃貸借を検討する。 |
| (3)基盤整備事業への取組方針 |
| 圃場整備事業は実施済。農業用施設の維持管理を効率的に行うため、引き続き多面的機能支払交付金制度を活用し、整備を進める。 |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 |
| 大規模農業経営者との協力体制を確立し、担い手の育成、確保に努める。 |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 |
| 現状は未定 |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

| | | | | |
|---|--------------------------------------|----------------------------------|-----------------------------------|-------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等 | <input type="checkbox"/> ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等 | <input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等 | <input type="checkbox"/> ⑧農業用施設 | <input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等 | <input type="checkbox"/> ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

地区内に囲い罫(3か所)を設置、管理している。